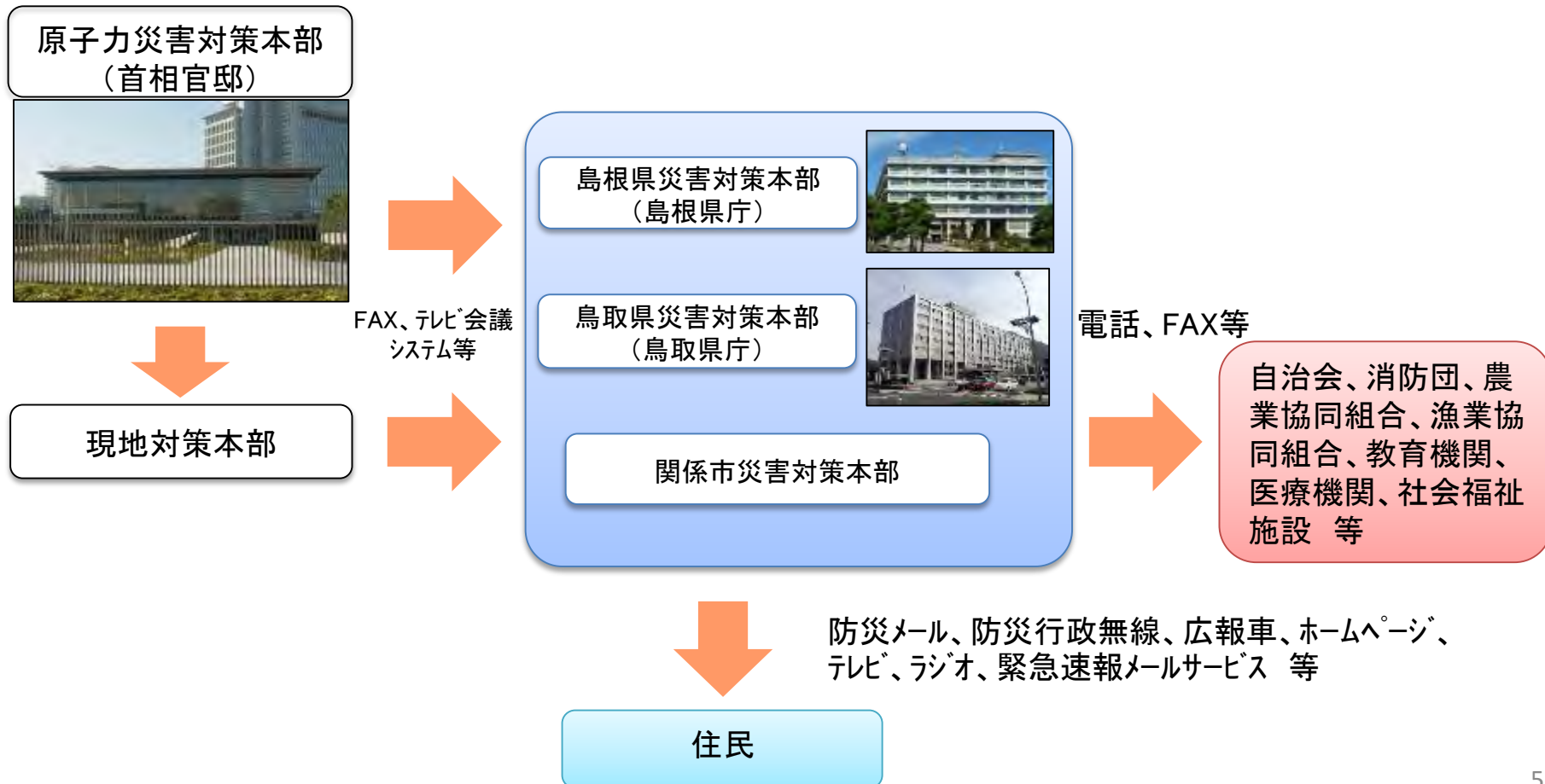


一時移転等を行う際の情報伝達

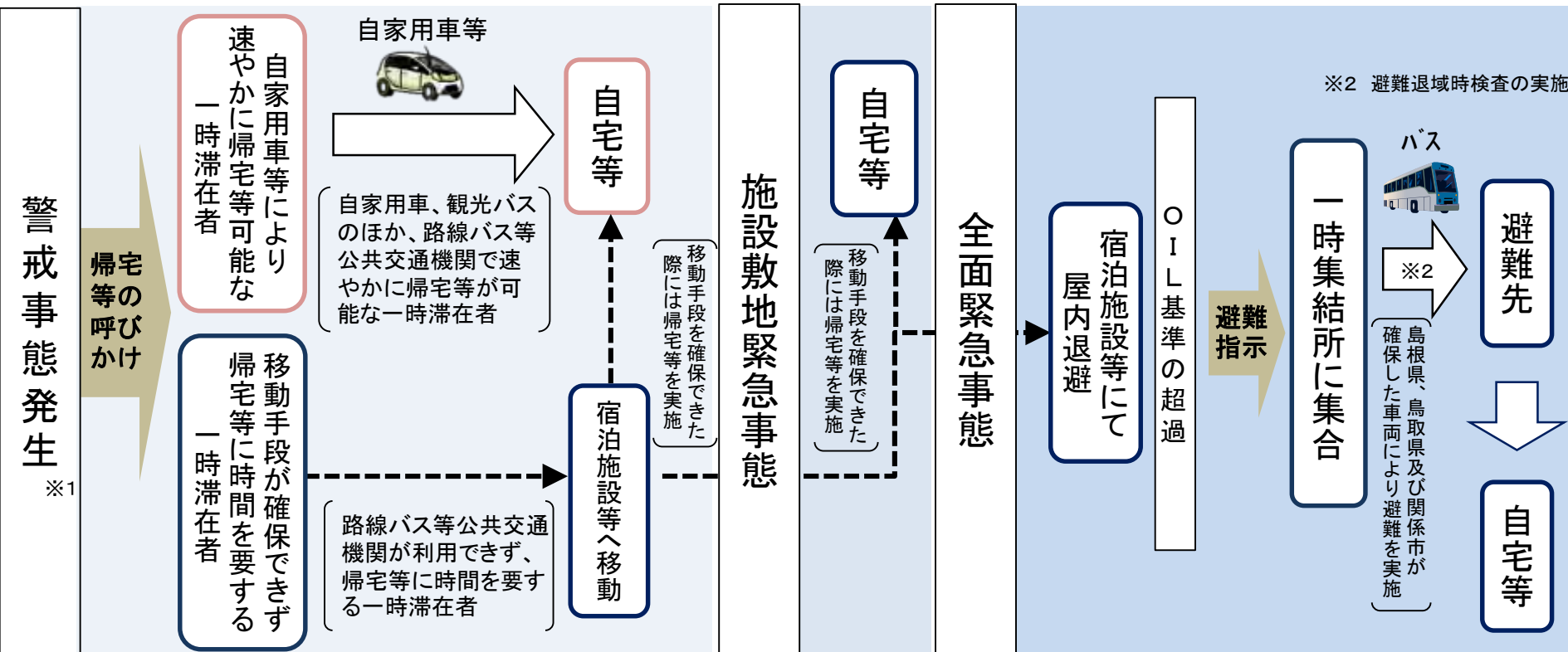
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、島根県、鳥取県及び関係市に対し、FAXやテレビ会議システム等を用いて伝達。
- 島根県、鳥取県及び関係市から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災メール、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 島根県、鳥取県及び関係市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県、鳥取県及び関係市が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



※1 地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合

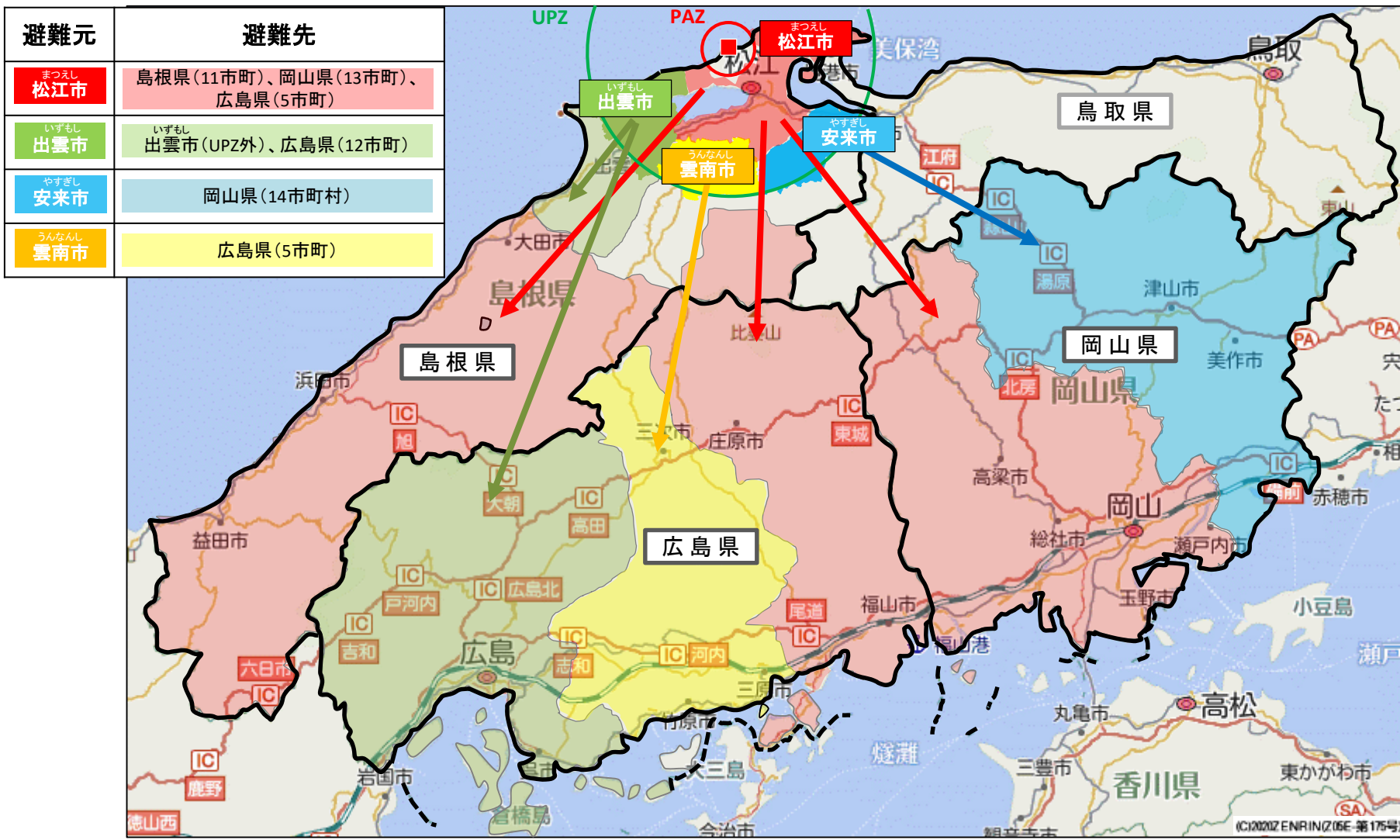
UPZ内住民の一時移転等

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、鳥根県、鳥取県及び関係市が、実施に係る実務（避難先施設の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ内関係市の避難計画等に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、鳥根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を行う。
- 鳥取県では、鳥取県及び鳥根県内から避難する予定の施設が被災等するなどの不測の事態に備え、予備の避難受入地域（受入可能人数：15,000人）を確保している。

避難元		避難先		受入可能人数
鳥根県	191,285人 まつえし 松江市	鳥根県内(11市町)	はまだし ますだし おおだし ごうつし おくいずもちよう いいなんちよう かわもとまち みさとちよう おおなんちよう つわのちよう よしかちよう 浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町	119,030人
		岡山県内(13市町)	おかやまし くらしきし たまのし かさおかし いばらし そうじやし たかはしし にいみし あさくちし はやしまちよう さとしようちよう やかげちよう きびちゅうおうちよう 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町	97,205人
		広島県内(5市町)	おのみちし ふくやまし ふちゅうし しょうぼらし じんせきこうげんちよう 尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町	127,182人
			小計	343,417人
	122,778人 いずもし 出雲市	鳥根県内(1市)	いずもし 出雲市内	37,739人
		広島県内(12市町)	ひろしまし くれし おおたけし ほつかいちし あきたかたし えたじまし ふちゅうちよう かいたちよう くまのちよう さかちよう あきおおたちよう きたひろしまちよう 広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	102,383人
		小計	140,122人	
	32,919人 やすぎし 安来市	岡山県内(14市町村)	つやまし びぜんし せとうちし あかいわし まにわし みまさかし わけちよう しんじょうそん かがみのちよう しゅうおうちよう なぎちよう にしあわくらそん くめなんちよう みさぎちよう 津山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	53,002人
	29,909人 うんなんし 雲南市	広島県内(5市町)	たけはらし みはらし みよしし ひがしひろしまし せらちよう 竹原市、三原市、三次市、東広島市、世羅町	81,868人
鳥取県	37,455人 よなごし 米子市	鳥取県内(6市町)	とっとりし くらよしし ゆりはまちよう みささちよう ことうらちよう ほくえいちよう 鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町	42,442人
	33,663人 さかいみなとし 境港市	鳥取県内(3市町)	とっとりし いわみちよう やずちよう 鳥取市、岩美町、八頭町	39,312人
【共通】 災害状況による避難		鳥取県内(9町村)	ひえづそん だいせんちよう ほうきちよう なんぶちよう こうふちよう ひのちよう にちなんちよう わかさちよう ちづちよう 日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町、若桜町、智頭町	15,000人 ^(概数)
合計	448,009人		合計	715,163人

島根県におけるUPZ内住民の避難先

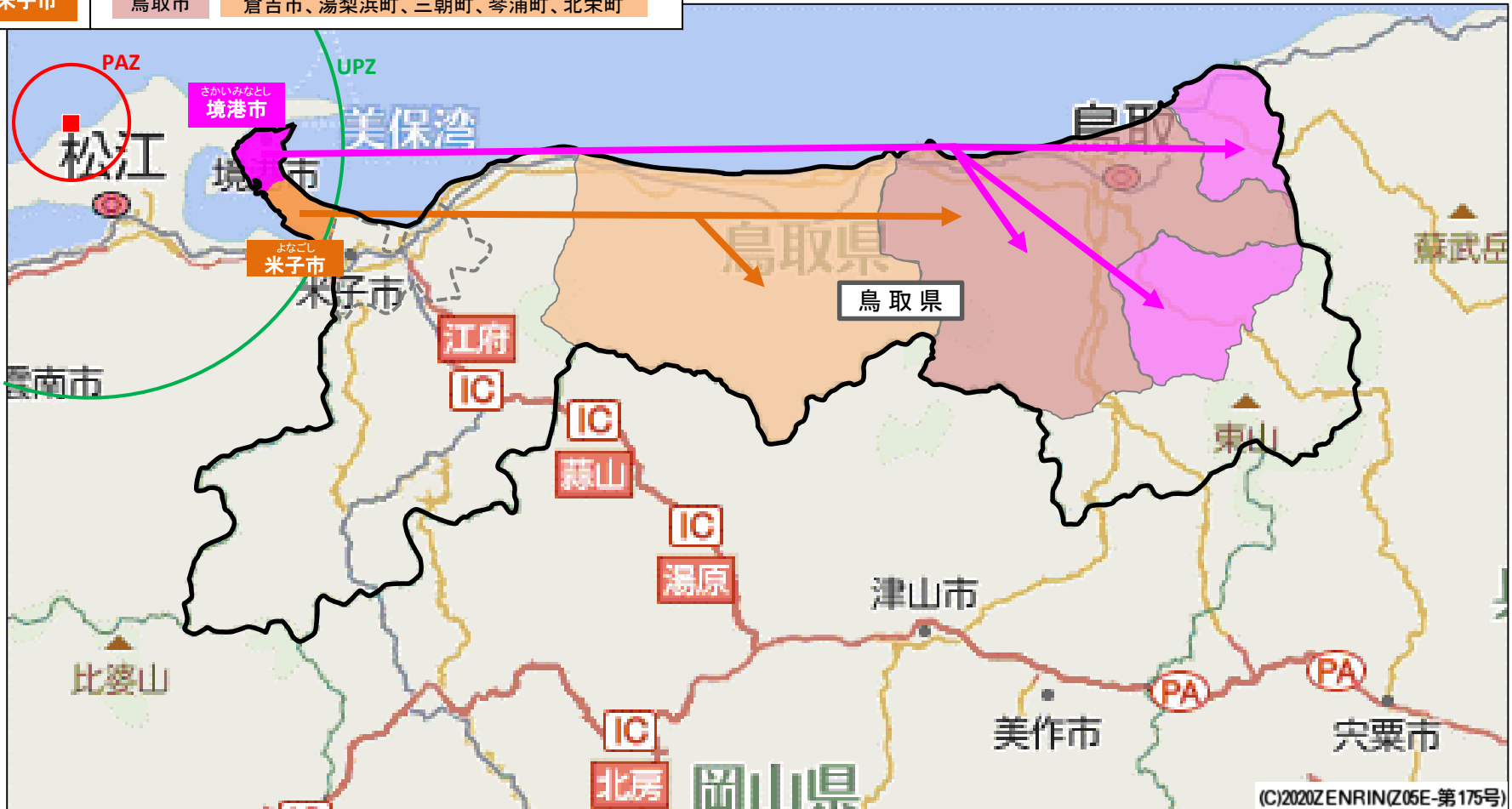
- UPZ内にある島根県内各市の住民の避難先は、島根県内及び県外(岡山県・広島県)において確保。
- 島根県では、避難先自治体による避難受入の円滑化等を図るため、「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」を作成。



鳥取県におけるUPZ内住民の避難先

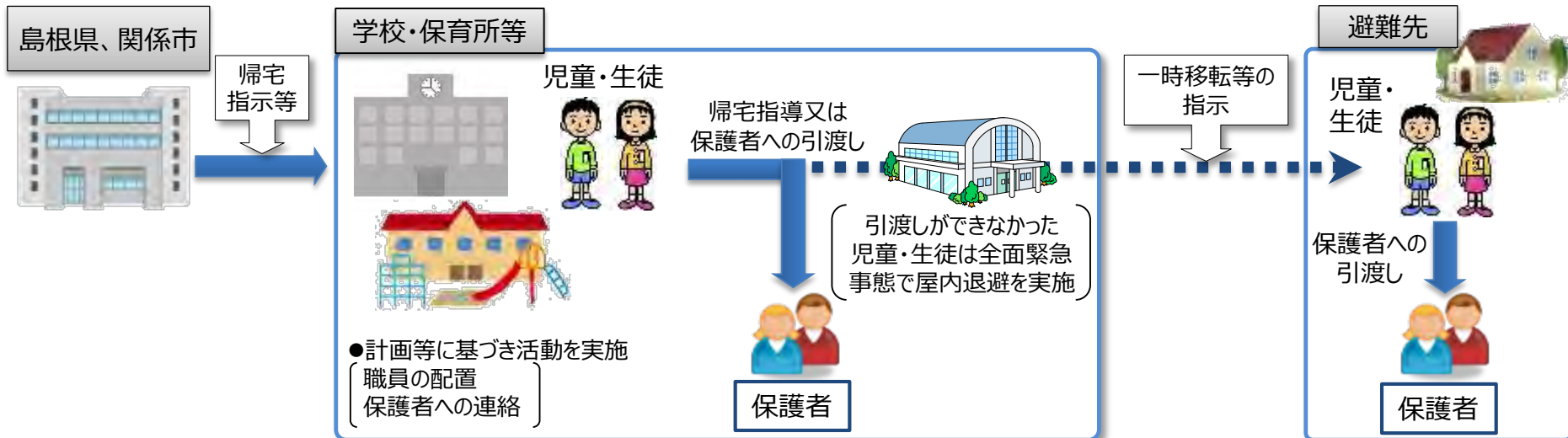
➤ UPZ内にある鳥取県内各市の住民の避難先は、鳥取県内において確保。

避難元	避難先
さかいみなとし 境港市	とっとりし 鳥取市 いわみちよう やずちよう 岩美町、八頭町
よなごし 米子市	とっとりし 鳥取市 くらよし ゆりはまちよう みささちよう ことうらちよう ほくえいちよう 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町



島根県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 島根県及び島根県内関係市では、警戒事態以降、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZ内の学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



●計画等に基づき活動を実施
職員の配置
保護者への連絡

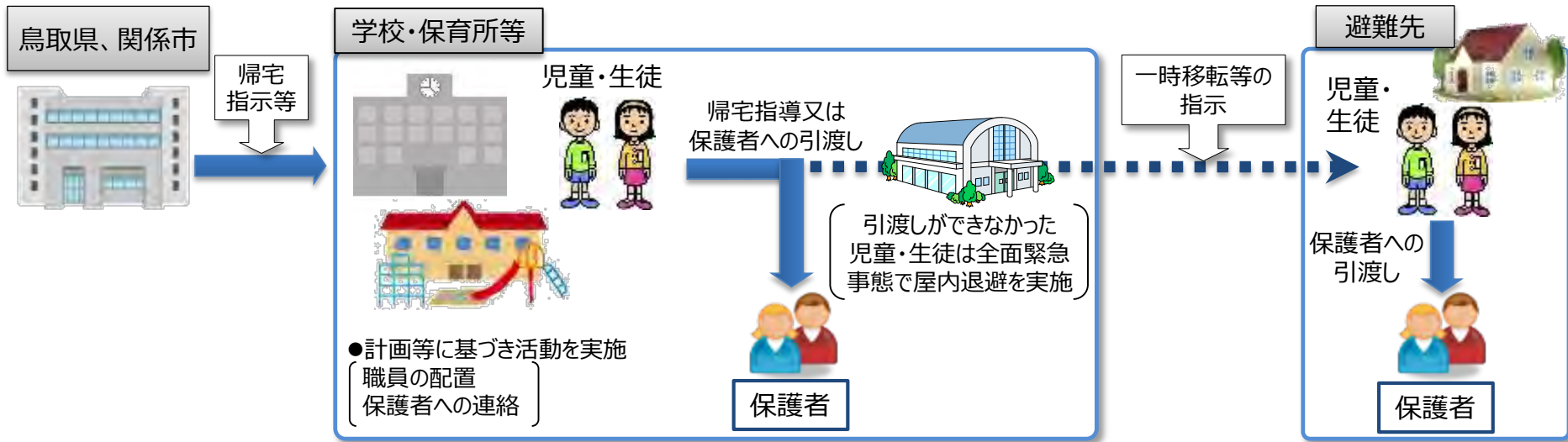
引渡しができなかった
児童・生徒は全面緊急
事態で屋内退避を実施

UPZ内の 教育機関数	まつえし 松江市		いづもし 出雲市		やすぎし 安来市		うんなんし 雲南市		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	113	8,602人	71	6,397人	19	1,249人	21	1,186人	224	17,434人
小学校	30	10,027人	23	6,639人	13	1,671人	11	1,507人	77	19,844人
中学校	17	4,915人	9	3,336人	4	902人	5	820人	35	9,973人
義務教育学校	2	994人	—	—	—	—	—	—	2	994人
高等学校	12	5,758人	5	2,849人	2	689人	2	700人	21	9,996人
特別支援学校	5	396人	—	—	1	15人	1	10人	7	421人
合計	179	30,692人	108	19,221人	39	4,526人	40	4,223人	366	58,662人

保育所：令和3年1月現在、その他：令和2年5月現在

鳥取県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 鳥取県及び鳥取県内関係市は、施設敷地緊急事態等の段階で、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZ内の学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ内の教育機関数	米子市 <small>よなごし</small>		境港市 <small>さかいみなとし</small>		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	16	1,015人	16	1,215人	32	2,230人
小学校	6	1,202人	6	1,675人	12	2,877人
中学校	3	624人	3	804人	6	1,428人
高等学校	1	124人	2	994人	3	1,118人
高等専門学校	1	1,059人	—	—	1	1,059人
合計	27	4,024人	27	4,688人	54	8,712人

※ 令和2年度に鳥取県で調査した数

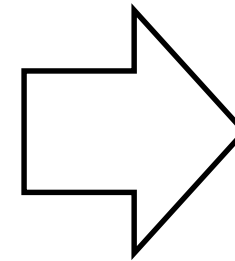
島根県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 医療機関の入院患者は、施設ごとの避難計画等に基づき、島根県が関係機関と調整した避難先に避難。
- 社会福祉施設(入所施設)(303施設9,255人)の入所者は、施設ごとの避難計画等に基づき、あらかじめ定めた広域福祉避難所に避難。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、島根県等が受入先を調整。
- 社会福祉施設(通所施設)(451施設8,991人)の利用者は、警戒事態の段階で支援者等に引き渡し、帰宅。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は自宅等から避難。

< UPZ内 >

< UPZ外 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		47	5,835
社会福祉施設 (入所)	介護保険施設等	213	7,835
	障害福祉サービス 事業所等	90	1,420
	小計	303	9,255
合計		350	15,090

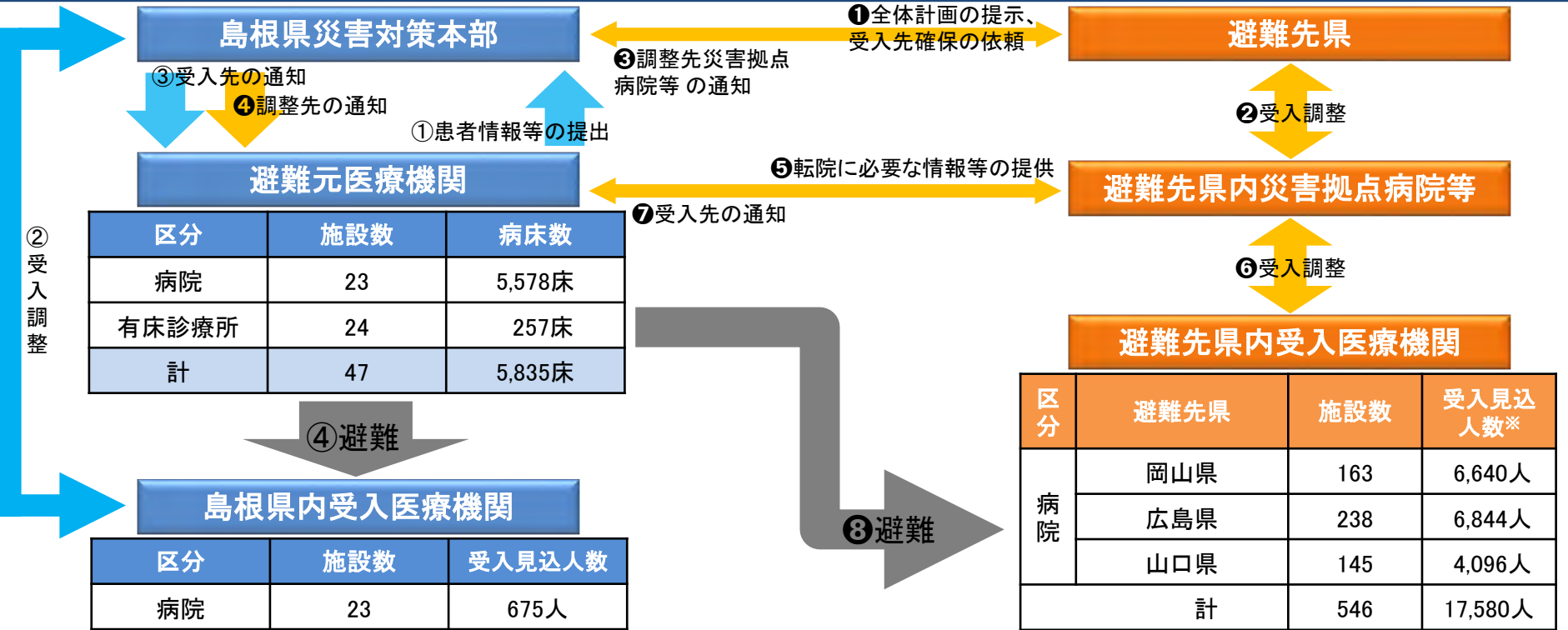


施設ごとの避難
計画等に基づき
避難

避難先施設	
受入施設数 (施設)	受入見込人数 (人)
569	18,255
395	31,417
964	49,672

島根県におけるUPZ内の医療機関の受入先確保のための調整スキーム

- 島根県のUPZ内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、47施設5,835床)は、原子力災害時の対応手順等を定めた個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合、入院患者の病態や家族等の避難先を考慮し、島根県が受入先の確保フローに基づき、島根県、岡山県及び広島県内の医療機関から受入先を確保。なお不足する場合には、島根県が山口県に協力を依頼し、山口県内の医療機関から受入先を追加的に確保。



※受入見込人数は各病院の平均空床数の合計

受入先の確保フロー

- UPZ内の全ての医療機関は、全面緊急事態までに入院患者に係る情報を島根県に提出。その後、一時移転等の指示が見込まれる段階で、該当医療機関は島根県の求めに応じて避難計画を立案し、提出。
- 島根県は、提出された患者情報を基に、県内医療機関と調整し、受入先を確保。
①②③④ (県内受入先が不足する場合など)
島根県は、必要に応じ、岡山県・広島県・山口県に協力を依頼し、各県を通じ、調整先となる災害拠点病院等を特定して避難元医療機関に通知。
- 島根県は、避難元医療機関に対し、避難先医療機関を通知。
⑤⑥⑦ 避難元医療機関は、調整先の災害拠点病院等に対し転院に必要な情報等を提供。災害拠点病院等は、担当管内の医療機関と調整し、受入先を確保して避難元医療機関に通知。
- ⑧ 避難元医療機関は、通知された避難先医療機関等と連絡を取り合い、転院に必要な情報を提供し、一時移転等を実施。

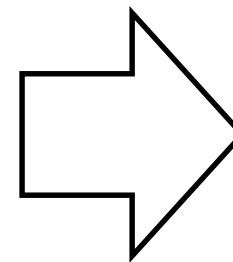
- 医療機関の入院患者は、施設ごとの避難計画等に基づき、鳥取県が関係機関と調整した避難先に避難。
- 社会福祉施設(入所施設)(50施設1,327人)の入所者は、施設ごとの避難計画等に基づき、あらかじめ定めた広域福祉避難所に避難。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、鳥取県等が受入先を調整。
- 社会福祉施設(通所施設)(65施設1,599人)の利用者は、施設敷地緊急事態の段階で支援者等に引き渡し、帰宅。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は自宅等から避難。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		6	326
社会福祉施設 (入所)	介護保険施設等	29	1,113
	障害福祉サービス 事業所等	21	214
	小計	50	1,327
合計		56	1,653

< UPZ外 >

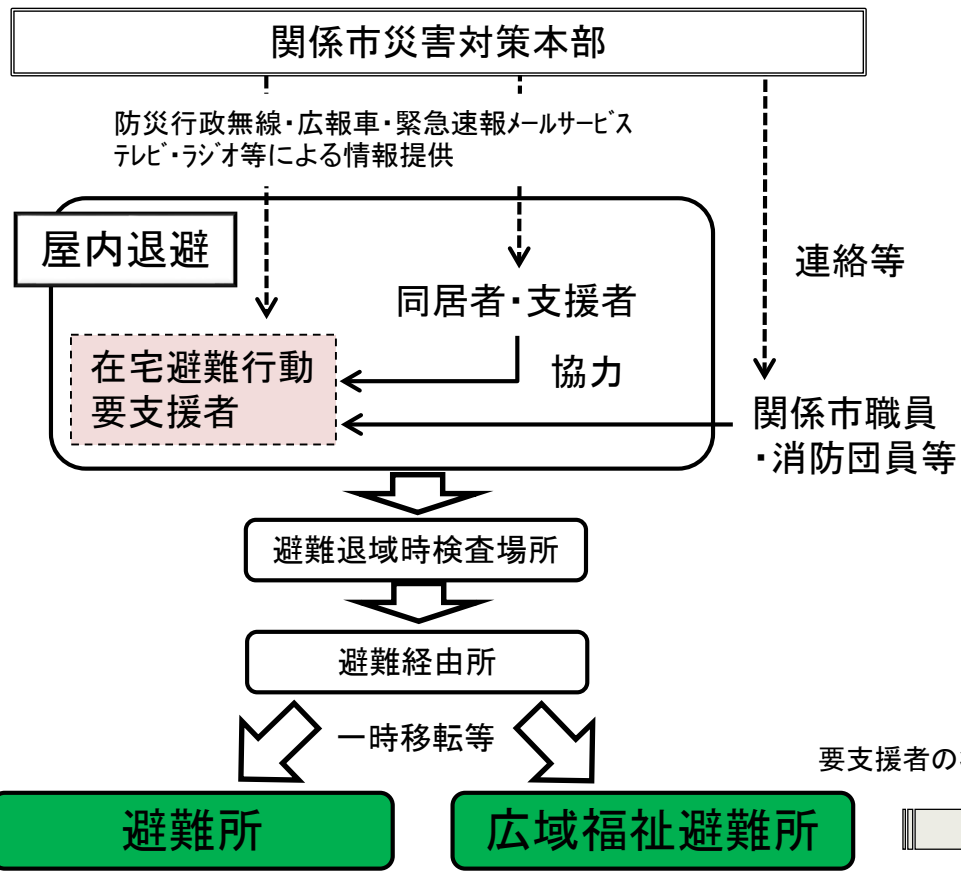
避難先施設	
受入施設数 (施設)	受入見込人数 (人)
11	600
133	1,416
144	2,016



施設ごとの避難
計画等に基づき
避難

島根県におけるUPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

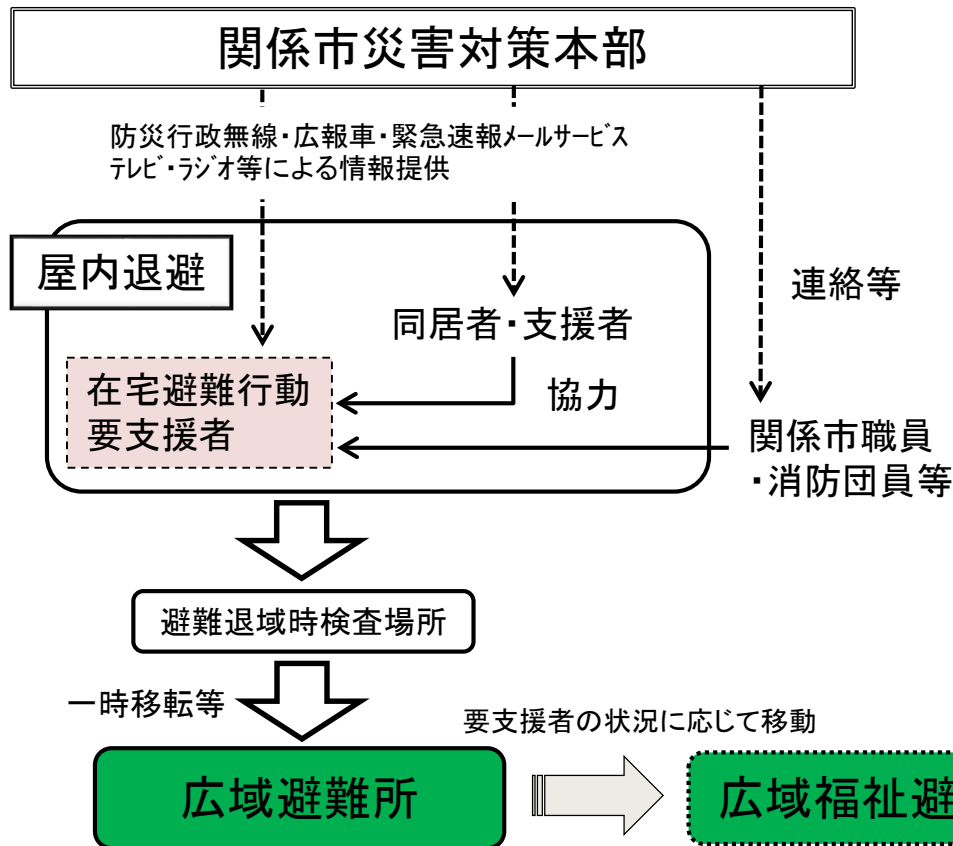
	UPZ内(人)
まつえし 松江市	24,039人(3,792人)
いずもし 出雲市	4,215人(1,628人)
やすぎし 安来市	2,462人(1,323人)
うなんし 雲南市	1,409人(1,193人)
合計	32,125人(7,936人)

※ ()内は支援者有り
※ 令和元年12月末時点

要支援者の状況に応じて移動

鳥取県におけるUPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した広域避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ内(人)
よなごし 米子市	4,511人(833人)
さかいみなとし 境港市	2,484人(607人)
合計	6,995人(1,440人)

※ ()内は支援者有り
※ 令和元年12月末時点

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、島根県内のUPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が452台、ストレッチャー車両が202台に対して、島根県内や協定を締結している中国地方のタクシー事業者等における保有車両数はそれぞれ、1,862台と255台であり、必要車両台数を確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保に向けた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	2,073台	632台	
医療機関	1,322台	1,514台	
社会福祉施設	2,930台	670台	
合計	6,325台	2,816台	車椅子車両、ストレッチャー車両ともに1台当たり1名の要支援者を搬送することを想定
必要車両台数	452台	202台	ピストン輸送(14往復)を想定



福祉車両保有台数	1,862台	255台	
島根県内	1,460台	167台	島根県内 <small>おきぐん</small> (隠岐郡を除く)の社会福祉施設及びタクシー事業者の保有台数の合計
中国地方 (島根県、鳥取県を除く)	402台	88台	島根県、鳥取県を除く中国地方3県のタクシー事業者の保有台数の合計

※ この他、中国電力の確保する福祉車両(52台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、鳥取県内のUPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が74台、ストレッチャー車両が40台に対して、鳥取県内や協定を締結している中国地方のタクシー事業者等における保有車両数はそれぞれ、1,187台と287台であり、必要車両台数を確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保に向けた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	403台	233台	
医療機関	92台	145台	
社会福祉施設	535台	177台	
合計	1,030台	555台	車椅子車両、ストレッチャー車両ともに1台当たり1名の要支援者を搬送することを想定
必要車両台数	74台	40台	ピストン輸送(14往復)を想定



福祉車両保有台数	1,187台	287台	
鳥取県内	785台	199台	鳥取県内の社会福祉施設及びタクシー事業者の保有台数の合計
中国地方 (鳥取県、島根県を除く)	402台	88台	鳥取県、島根県を除く中国地方3県のタクシー事業者の保有台数の合計

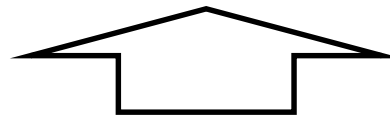
※ この他、中国電力の確保する福祉車両(52台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

UPZ内の一時的移転等における輸送能力の確保（島根県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、島根県におけるUPZ内全域が、原則自家用車による一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数37,690人、必要車両数1,079台に対して、島根県内及び協定を締結している中国地方のバス会社の保有車両数は6,031台と必要車両台数を確保（県外のバス会社からの調達についてはP69参照）。

		まつえし 松江市	いずもし 出雲市	やすぎし 安来市	うんなんし 雲南市	合計
対象人数 (想定)(人)	UPZ内人口 ※1	191,285人	122,778人	32,919人	29,909人	376,891人
	バスによる一時移転等 が必要となる住民 ※2	19,129人	12,278人	3,292人	2,991人	37,690人
必要車両台数 ※3		547台	351台	95台	86台	1,079台



※1 令和2年12月末現在
 ※2 住民の10%がバスによる一時移転等が必要となると想定
 ※3 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

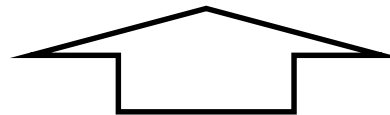
島根県内のバス会社 保有車両	681台 (令和2年8月時点)	島根県内のバス会社から必要な輸 送手段を調達
中国地方のバス会社 保有車両 (島根県、鳥取県を除く。)	5,350台 (令和2年8月時点)	島根県が中国地方のバス会社から 必要な輸送手段を調達

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

UPZ内の一時的移転等における輸送能力の確保（鳥取県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、鳥取県におけるUPZ内全域が、原則自家用車による一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数7,113人、必要車両数205台に対して、鳥取県内及び協定を締結している中国地方のバス会社の保有車両数は5,860台と必要車両台数を確保（県外のバス会社からの調達についてはP69参照）。

		よなごし 米子市	さかいみなとし 境港市	合計
対象人数 (想定)(人)	UPZ内人口 ※1	37,455人	33,663人	71,118人
	バスによる一時移転等 が必要となる住民 ※2	3,746人	3,367人	7,113人
必要車両台数 ※3		108台	97台	205台



- ※1 令和2年12月末現在
- ※2 住民の10%がバスによる一時移転等が必要となると想定
- ※3 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

鳥取県内のバス会社 保有車両	510台(令和2年8月時点)	鳥取県内のバス会社から必要な輸 送手段を調達
中国地方のバス会社保有車両 (鳥取県、島根県を除く。)	5,350台(令和2年8月時点)	鳥取県が中国地方のバス会社から 必要な輸送手段を調達

※ なお、鳥取県は、中国地方のバス協会会員である事業者から輸送手段を確保できない場合、関西広域連合(管内バス会社保有台数 17,156台)に対し協力を要請し、必要な輸送能力を確保する。

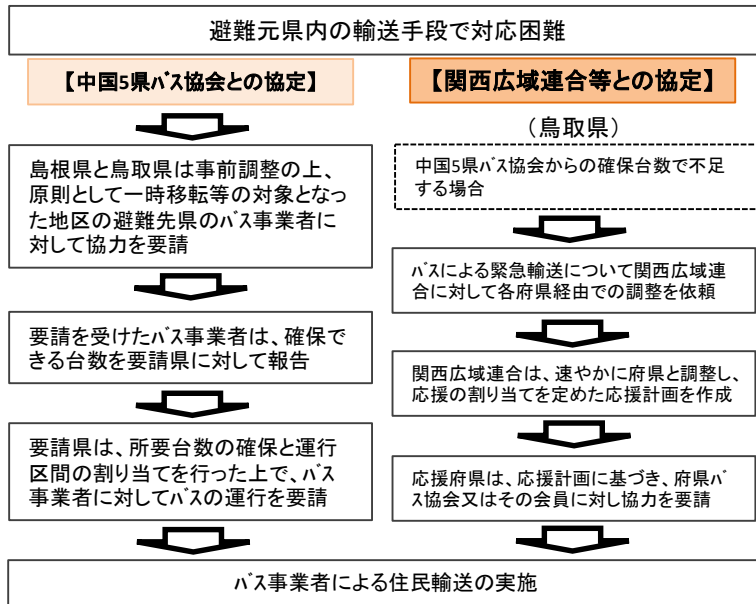
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

国、関係機関による輸送能力の確保

島根県、鳥取県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 中国地方3県のバス協会である事業者から輸送手段を調達。
※平成29年4月に島根・鳥取両県及び中国5県バス協会にて「原子力災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結
- また、鳥取県においては、状況に応じて関西広域連合に要請し、広域連合の構成府県及び連携県等の関係団体から輸送手段を確保。
※平成27年12月に近畿2府8県並びに関西広域連合と各府県バス協会にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【協定に基づく要請フロー】



(令和2年8月時点)

府県名	(島根県)	(鳥取県)	岡山県	広島県	山口県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県
保有台数(台)	681	510	1,455	2,806	1,089	897	1,331	949	2,392	5,254	3,985	1,004	721	623
	計 5,350					計 17,156								

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請